

市第 106 号議案

横浜市国民健康保険条例の一部改正

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項から第17項までを削る。

付則第18項中「付則第 6 項及び前項の規定により読み替えて適用される」及び「付則第13項の規定により読み替えて適用される」を削り、「、第16条の 9、付則第 7 項並びに付則第14項」を「及び第16条の 9」に改め、同項を付則第 2 項とする。

付則第19項中「付則第 9 項の規定により読み替えて適用される」及び「付則第16項の規定により読み替えて適用される」を削り、同項を付則第 3 項とする。

付則第20項を付則第 4 項とする。

付則第21項の見出し中「平成30年度から平成35年度までの各年度における」を削り、同項中「平成30年度から平成35年度までの各年度における」を「当分の間、」に、「付則第 3 項の規定により読み替えて適用される第13条及び付則第10項の規定により読み替えて適用される」を「第13条及び」に、「付則第 3 項の規定により読み替えて適用される第13条各号列記以外の部分中「付則第 3 項」及び「

同項」とあるのは「付則第21項の規定により読み替えられた、付則第3項」と、同項の規定により読み替えて適用される同条第1号イ」を「第13条第1号イ」に、「附則第22条の規定により読み替えられた法第69条」を「附則第7条の規定により読み替えられた法第69条」に改め、「同項の規定により読み替えて適用される同号エ中「後期高齢者支援金等及び」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」と、同項の規定により読み替えて適用される」を削り、「同項の規定により読み替えて適用される同号イ中「第70条第1項」とあるのは「附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項」と、付則第10項の規定により読み替えて適用される第16条の2各号列記以外の部分中「付則第10項」とあるのは「付則第21項の規定により読み替えられた、付則第10項」と、同項の規定により読み替えて適用される同条第1号」を「第16条の2第1号」に改め、同項を付則第5項とする。

付則第22項を付則第6項とする。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

国民健康保険法の一部改正により退職被保険者等に関する規定を廃止する等のため、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市国民健康保険条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）  
（~~下段~~ 現 行）

付 則

（第1項省略）

（退職被保険者の被扶養者の経過措置）

2 当分の間、法附則第6条第2項各号に規定する主としてその者により生計を維持する被扶養者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 被扶養者の年間の収入が1,300,000円未満（被扶養者が60歳以上の者又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者にあっては、1,800,000円未満）であって、かつ、当該被扶養者に係る法附則第6条第1項本文に規定する退職被保険者の年間の収入の2分の1未満である者

(2) 前号に準ずると市長が認める者

（基礎賦課総額の特例）

3 当分の間、第13条の規定の適用については、同条中「基礎賦課額（）」とあるのは「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（）」と、「第1号」とあるのは「付則第3項の規定により読み替えられた第1号」と、「第2号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた第2号」と、同条第1号ア中「療養の」とあるのは「一般被保険者に係る療養の」と、同号イ中「神奈川県」とあるのは「神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」に限り、神奈川県

」と、同号エ中「次号ウ」とあるのは「付則第3項の規定により読み替えられた次号ウ」と、「額」とあるのは「額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）」と、同条第2号イ中「法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金」とあるのは「国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。以下同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」と、同号ウ中「第72条の3第1項、法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項」とあるのは「附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項」と、「繰入金」とあるのは「繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」とする。

（基礎賦課額の特例）

4 当分の間、第14条の規定の適用については、同条第1項中「基

基礎賦課額」とあるのは「一般被保険者に係る基礎賦課額」と、「被保険者に」とあるのは「一般被保険者に」と、同条第2項中「前項」及び「同項」とあるのは「付則第4項の規定により読み替えられた前項又は付則第5項」と、「基礎賦課額」とあるのは「基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、付則第4項の規定により読み替えられた前項の基礎賦課額と付則第5項の基礎賦課額との合算額とする。付則第4項の規定により読み替えられた次項において同じ。）」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第4項の規定により読み替えられた第1項又は付則第5項」と、「第29条の7第2項第9号」とあるのは「附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第2項第9号又は同令附則第4条第2項第6号」とする。

- 5 当分の間、保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、世帯主の世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（基礎賦課額に係る所得割額の算定の特例）

- 6 当分の間、第15条の規定の適用については、同条中「前条第1項」とあるのは「付則第4項の規定により読み替えられた前条第1項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「次条第1項第1号」とあるのは「付則第9項の規定により読み替えられた次条第1項第1号」とする。

- 7 当分の間、付則第5項の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、付則第9項の規定により読み替えられた第16条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算

定する。

(基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の特例)

- 8 当分の間、付則第5項の被保険者均等割額は、次項の規定により読み替えられた第16条第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。

(基礎賦課額の保険料率の特例)

- 9 当分の間、第16条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第29条の7第2項第4号ただし書」とあるのは「附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第2項第4号ただし書」と、「同号ただし書」とあるのは「同令附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第2項第4号ただし書」と、同項第2号中「被保険者の」とあるのは「一般被保険者の」と、同条第2項中「前項」とあるのは「付則第9項の規定により読み替えられた前項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第9項の規定により読み替えられた第1項」とする。

(後期高齢者支援金等賦課総額の特例)

- 10 当分の間、第16条の2の規定の適用については、同条中「後期高齢者支援金等賦課額（）」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（）」と、「第1号」とあるのは「付則第10項の規定により読み替えられた第1号」と、「第2号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた第2号」と、同条第1号中「部分」とあるのは「部分であって、神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」と、「次号」とあるのは「付則第10項の規定により読み替えられた次号」と、同条第2号イ中「第

72条の3第1項、法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項」とあるのは「附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項」とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の特例)

- 11 当分の間、第16条の3の規定の適用については、同条第1項中「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」と、「被保険者に」とあるのは「一般被保険者に」と、同条第2項中「前項」及び「同項」とあるのは「付則第11項の規定により読み替えられた前項又は付則第12項」と、「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、付則第11項の規定により読み替えられた前項の後期高齢者支援金等賦課額と付則第12項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額とする。付則第11項の規定により読み替えられた次項において同じ。）」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第11項の規定により読み替えられた第1項又は付則第12項」と、「第29条の7第3項第8号」とあるのは「附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第3項第8号又は同令附則第4条第3項第6号」とする。

- 12 当分の間、保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主の世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額に係る所得割額の算定の特例)

- 13 当分の間、第16条の4の規定の適用については、同条中「前条第1項」とあるのは「付則第11項の規定により読み替えられた前条第1項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「第16条の6第1項第1号」とあるのは「付則第16項の規定により読み替えられた第16条の6第1項第1号」とする。
- 14 当分の間、付則第12項の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、付則第16項の規定により読み替えられた第16条の6第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。
- （後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額の算定の特例）
- 15 当分の間、付則第12項の被保険者均等割額は、次項の規定により読み替えられた第16条の6第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。
- （後期高齢者支援金等賦課額の保険料率の特例）
- 16 当分の間、第16条の6の規定の適用については、同条第1項第1号中「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」と、「第29条の7第3項第4号ただし書」とあるのは「附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第3項第4号ただし書」と、「同号ただし書」とあるのは「同令附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第3項第4号ただし書」と、同項第2号中「被保険者の」とあるのは「一般被保険者の」と、同条第2項中「前項」とあるのは「付則第16項の規定により読み替えられた前項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第16項の規定



により読み替えられた第 1 項」とする。

(特例対象被保険者等に係る所得割額の算定の特例)

- 17 当分の間、世帯主の世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等である場合における付則第 6 項の規定により読み替えて適用される第 15 条、付則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 16 条の 4、第 16 条の 9、付則第 7 項及び付則第 14 項の規定の適用については、第 17 条の 2 の規定にかかわらず、付則第 6 項の規定により読み替えて適用される第 15 条中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。）」と、「から同法」とあるのは「から地方税法」とする。

(子ども世帯の保険料に係る所得割額の算定の特例)

- $\frac{2}{18}$  当分の間、被保険者が当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。以下同じ。）現在において世帯主であって、かつ、控除対象者（当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する当該年度の前年度の 12 月 31 日現在において年齢 19 歳未満の被保険者で、同日の属する年の合計所得金額（地方税法第 29 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が同項第 9 号に規定する金額以下であるものをいう。以下同じ。）又は控除対象出生者（同日の翌日から当該年度の保険料の賦課期日までの間に出生した者をいう。以下同じ。）を有するもので

ある場合において、当該世帯主の保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定するときは、付則第6項及び前項の規定により読み替えて適用される第15条、付則第13項の規定により読み替えて適用される第16条の4及び第16条の9、第16条の9、付則第7項並びに付則第14項（以下この項において「これらの規定」という。）に規定する基礎控除後の総所得金額等については、これらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から当該年度の前年度の12月31日現在において年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額、同日現在において年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額及び控除対象出生者の数に33万円を乗じて得た額の合計額（以下「子ども世帯控除額」という。）を控除した額を、これらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等とみなす。

$\frac{3}{19}$  当分の間、被保険者が当該年度の保険料の賦課期日現在において世帯主であって、かつ、控除対象者又は控除対象出生者を有するものである場合において、当該世帯主の所得割額の保険料率の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定するときは、付則第9項の規定により読み替えて適用される第16条第1項第1号、付則第16項の規定により読み替えて適用される第16条の6第1項第1号及び第17条第1項第1号（以下この項において「これらの規定」という。）に規定する基礎控除後の総所得金額等については、これらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から子ども世帯控除額を控除した額を、これらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等とみなす。

（延滞金の割合の特例）

4  
20 (本文省略)

(平成30年度から平成35年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課総額等の特例)

5  
21 当分の間、平成30年度から平成35年度までの各年度における第12条の2、第13条及び付則第3項の規定により読み替えて適用される第13条及び付則第10項の規定により読み替えて適用される第16条の2の規定の適用については、第12条の2第1項第1号中「第29条の7第1項第1号」とあるのは「附則第5条第2項の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第1号」と、同項第2号中「第29条の7第1項第2号」とあるのは「附則第5条第2項の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第2号」と、同項第3号中「第29条の7第1項第3号」とあるのは「附則第5条第2項の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第3号」と、第13条第1付則第3項号イの規定により読み替えて適用される第13条各号列記以外の部分中「付則第3項」及び「同項」とあるのは「付則第21項の規定により読み替えられた、付則第3項」と、同項の規定により読み替えて適用される同条第1号イ中「第69条」とあるのは「附則第7条附則第22条の規定により読み替えられた法第69条」と、「及び介護納付金」とあるのは「及び病床転換支援金等（法附則第7条の規定により読み替えられた法第69条に規定する病床転換支援金等をいう。以下同じ。）並びに介護納付金」と、「同条」とあるのは「法附則第7条の規定により読み替えられた法第69条」と、同項の規定により読み替えて適用される同号エ中「後期高齢者支援金等及び」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」と、同項の規定により読み替えて適用される同条第2号ア中「後

期高齢者支援金等及び」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床  
床転換支援金等並びに」と、第16条の2第1号  
同項の規定により読み替えて適用さ  
れる同号イ中「第70条第1項」とあるのは「附則第22条の規定に  
より読み替えられた法第70条第1項」と、付則第10項の規定によ  
り読み替えて適用される第16条の2各号列記以外の部分中「付則  
第10項」とあるのは「付則第21項の規定により読み替えられた、  
付則第10項」と、同項の規定により読み替えて適用される同条第  
1号中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等  
及び病床転換支援金等」とする。

(傷病手当金の支給に関する規定の失効)

$\frac{6}{22}$  (本文省略)